公立病院経営強化ガイドライン等 Q&A (第2版)

I 経営強化ガイドラインについて

- 第2 地方公共団体における公立病院経営強化プランの策定
- 3 経営強化プランの内容
- (1) 役割・機能の最適化と連携の強化
- Q1. 「基幹病院」としての位置付けには、医師・看護師等の派遣を要件としているのか。
 - A. 「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」 (令和4年3月29日付け総財準第72号総務省自治財政局長通知別添。以下「経営強化ガイドライン」という。)第2の3(1)③1)において、公立病院を「基幹病院」と「基幹病院以外の病院」の大きく2つに分け、前者は「地域において中核的医療を担う」とし、後者は「回復期機能・初期救急等を担う」としている。また、基幹病院かどうかは、地域の中の相対的な役割で決まるものであり、その規模は地域によって異なるものである。医師・看護師等の派遣については、基幹病院としての位置付けを判断する上での一つの検討要素になるものではあるが、その有無のみによって判断することは適当ではないので、ご留意いただきたい。

ただし、基幹病院は、経営強化ガイドラインの同部分において「医師・看護師等を適切に確保した上で、医師・看護師等の不足に直面する中小病院等に積極的に医師・看護師等を派遣することにより、地域全体で協力・連携して医療提供体制を確保していくことが強く求められる」としており、そうした取組を検討いただき、経営強化ガイドラインにおいて策定を要請している公立病院経営強化プラン(以下「経営強化プラン」という。)に記載することが望ましい。

また、「公立病院経営強化の推進に係る財政措置等の取扱いについて」(令和4年4月1日付け総財準第74号総務省自治財政局準公営企業室長通知。以下「財政措置通知」という。)第2の1(1)に規定する病院事業債(特別分)を、複数病院の相互の医療機能の見直しに当たって活用するためには、基幹病院は、財政措置通知第2の1(1)に示されたア~オの機能分化・連携強化の取組が基幹病院には求められている。

- Q2. 経営強化ガイドライン第2の3(2)①に記載され、経営強化プランにその取組の概要の記載を求めている「医師・看護師等の派遣や派遣受入」は、財政措置通知第3に規定する特別交付税措置の要件を満たすもののみを指すのか。
 - A. 経営強化ガイドラインにおける「医師・看護師等の派遣や派遣受入」は、基幹病

院から他団体の基幹病院以外の病院等への医師・看護師等の派遣や派遣受入だけでなく、同一地方公共団体が開設する医療機関の間における医師・看護師等の派遣や派遣受入等の取組も含んでいる。

すなわち、医師等の確保が困難である地域等の医療提供体制を確保するために行う医師・看護師等の派遣や派遣受入れを広く含んでおり、財政措置通知第3に規定する特別交付税措置の対象となるものに限ったものではない。

- Q3. 地域包括ケアシステムの構築とは、具体的にどのようなことか。また、経営強化 プランの策定の検討に際し留意すべき点は何か。
 - A. 地域包括ケアシステムは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を指し(医療介護総合確保推進法第2条第1項)、そのシステムの構築により、医療と介護が総合的に確保されることが求められている。

取組の検討に際しては、介護保険事業との整合性を確保しつつ、例えば、在宅医療に関する当該公立病院の役割、住民の健康づくりの強化に当たっての具体的な機能、緊急時における後方病床の確保や人材育成など、当該病院の規模や特性に応じて果たすべき役割を検討することが必要となる。

特に、介護療養病床は、令和5年度末での廃止が決まっていることから、介護療養病床を持つ公立病院にあっては、病棟の介護医療院への転換など今後の役割について検討し、その取組内容を経営強化プランに記載することが望ましい。

なお、介護医療院は、日常的な医学管理・看取りやターミナルケア等の医療機能 と、生活施設としての機能とを兼ね備えた施設として、介護報酬についても移行前 の介護療養型医療施設と比べ高い評価がなされているところである。

- Q4. 経営強化ガイドラインでは、事業形態の見直しの例として介護医療院を示しているが、病院施設から介護医療院に転換した場合、企業債の繰上償還が必要になるか。 また、地方交付税措置はどうなるか。
 - A. 病院施設から介護医療院に転換しても、起債の目的(協議の単位となる事業区分) は同じ「病院事業・介護サービス事業」であり、原則として、転換後の介護医療院 は適債経費であるため、地方財政法上、繰上償還を行うべき事由に該当するもので はない。(「令和4年度地方債同意等基準運用要綱」第五の三参照)

公立病院については、施設全体最大使用病床数に応じて普通交付税措置が講じられているが、介護施設への転換により施設全体最大使用病床数が減少した場合の普

通交付税の算定額の減少については、3年間その変動を緩和する措置を講じている。 また、介護施設への転換により許可病床の削減が行われた場合、5年間その変動 を緩和する措置を講じている。

なお、介護医療院は、介護施設として、運営に係る経費は介護報酬により賄われるものとされており、採算性の面から、一般会計等との負担の問題が生じることは 基本的にないものと考えられる。

II 財政措置通知について

第2 機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備等に係る財政措置等

1 財政措置

- Q5. 病院事業債(特別分)の対象となる「複数病院の統合」(財政措置通知第2の1 (1)①)とは、これまでと同様に、「関係する病院が1以上減となること」を要件としていることに変更ないと理解してよいか。また、「病院の減」には、病院の診療所化も含むと考えてよいか。
 - A. 取扱いに変更はなく、「統合」は「関係する病院が1以上減となること」を指す。また、「病院が1以上減となること」には病院が診療所に転換することも含む。
- Q6. 病院事業債(特別分)について、複数病院の統合でなく、連携協約等を締結し、 基幹病院が不採算地区病院との間で所定の連携に取り組む場合は、当該基幹病院の 整備費全体に、病院事業債(特別分)を充当することができるが(財政措置通知第 2の1(1)②カ)、連携の相手方となる不採算地区病院には、公的病院等であって不 採算地区病院の要件に該当する病院も含むのか。また、その場合、連携協約等は、 誰と誰が締結するのか。
 - A. 基幹病院である公立病院の連携先には、不採算地区病院の要件に該当する公的病院等も連携協約等の相手方の対象となる。この場合の連携協約は、公立病院の設置者と、連携先病院の設置者間で締結すること等が想定される。

なお、財政措置通知第2の1(1)①における、機能分化・連携強化の相手先には、 公立病院以外の病院も含まれる。

ただし、病院事業債(特別分)を充当できるのは公立病院に限る。

- ※「公的病院等」は以下の法人が開設した病院を指す。
- 1. 日本赤十字社、2. 済生会、3. 北海道社会事業協会、4. 厚生連、5. 国民健康保険団体連合会、
- 6. 普通国民健康保険組合、7. 公益社団法人、8. 公益財団法人、9. 社会福祉法人(済生会を除く。)、
- 10. 学校法人、11. 社会医療法人、12. 健康保険組合、13. 国家公務員共済組合連合会、
- 14 公立学校共済組合

Q7. 財政措置通知第2の1(1)①ウでは、病院事業債(特別分)の対象となる「複数病院の相互の医療機能の見直し」の要件の一つとして、「基幹病院から基幹病院以外の病院等への医師派遣の増加、遠隔診療等の支援」と示されているが、これは、医師派遣の増加と遠隔診療等の支援の両方の取組が必要なのか。

また、「複数病院の相互の医療機能の見直しに伴い必要となる基幹病院の整備に要する経費」(財政措置通知第2の1の(1)②カ)が病院事業債(特別分)の対象となる場合の要件として、「基幹病院が医師派遣の相当程度の増加及び遠隔診療等の支援を強化し、(中略)不採算地区病院の機能を維持する場合」と記載があるが、ここでも、医師派遣の相当程度の増加と遠隔診療等の両方が必要になるのか。

A. 前段については、基幹病院以外の病院等が所在する地域で医療提供体制を確保していくために必要な基幹病院から基幹病院以外の病院等への医師派遣の増加、遠隔医療等の支援であり、当該地域の医療提供体制が確保される機能分化・連携強化の取組であることが必要であるが、地域の実情によっては必ずしも両方の取組を求めるものではない。

後段については、地域において必要とされる不採算地区病院の機能を維持するために必要な医師派遣の相当程度の増加と遠隔診療等の支援の両方が必要である。

- Q8. 財政措置通知第2の1(3)に規定する施設の除却等経費について、一般会計繰出金の一部に対する特別交付税措置は、病院事業会計を廃止する場合でも対象になるのか。
 - A. 当該特別交付税措置は、いわゆる「地方公営企業繰出金通知」に基づき繰出しを 行った場合の措置であるため、施設等の除却後も病院事業会計が存在していること を前提としている。
- Q9. 財政措置通知第2の1(2)に規定する「不良債務」の定義は何か。
 - A. 以下の算式により算出されるものである。(詳細は、『令和4年度地方公営企業決算状況調査票作成要領』P.28 参照)

(「流動負債」-「建設改良費等の財源に充てるための企業債のうち、1年内に償還しなければならない企業債の額」-「建設改良費等の財源に充てるための長期借入金のうち、1年内に償還しなければならない長期借入金の額」-「地方債に関する省令附則第8条の3に係るリース債務(PFI 法第2条第4項に基づく選定事業に係る建設事業費等)」) - (「流動資産」-「流動資産のうち建設改良事業が翌年度へ繰越された場合における当該事業の財源に充当される額」)